我孫子市介護保険条例の一部を改正する条例

我孫子市介護保険条例(平成12年条例第14号)の一部を次のように改正 する。

改正後

改正前

(保険料率)

第9条 令和3年度から令和5年度ま第9条 保険料率は、次の各号に掲げ の各号に掲げる第1号被保険者の区 分に応じそれぞれ当該各号に定める 額とする。

- (1)から(5)まで 略
- (6) 次のいずれかに該当する者 75,000円

ア 地方税法(昭和25年法律第226 号) 第292条第1項第13号に規定 する合計所得金額(以下「合計 所得金額」という。) (租税特) 別措置法(昭和32年法律第26号) 第33条の4第1項若しくは第2 項、第34条第1項、第34条の2 第1項、第34条の3第1項、第 35条第1項、第35条の2第1項、 **第35条の3第1項**又は第36条の| 規定の適用がある場合には、当 該合計所得金額から令第22条の 2第2項に規定する特別控除額 を控除して得た額とし、当該合 (保険料率)

での各年度における保険料率は、次 る第1号被保険者の区分に応じそれ ぞれ当該各号に定める額とする。

- (1)から(5)まで 略
- (6) 次のいずれかに該当する者 75,000円

ア 地方税法(昭和25年法律第226 号) 第292条第1項第13号に規定 する合計所得金額(以下「合計 所得金額」という。) (租税特 別措置法(昭和32年法律第26号) 第33条の4第1項若しくは第2 項、第34条第1項、第34条の2 第1項、第34条の3第1項、第 35条第1項、第35条の2第1項 又は第36条の規定の適用がある 場合には、当該合計所得金額か ら令第22条の2第2項に規定す る特別控除額を控除して得た額 とする。以下**この項において**同 計所得金額がOを下回る場合に は、Oとする。以下同じ。)が 120万円未満である者であり、か つ、前各号のいずれにも該当し ないもの

イ 略

(7)から(14)まで 略

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険 者についての保険料の減額賦課に係 る令和3年度から令和5年度までの 各年度における保険料率は、同号の 規定にかかわらず、18,000円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「18,000円」とあるのは、「24,000円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に 掲げる第1号被保険者についての保 険料の減額賦課に係る令和3年度か ら令和5年度までの各年度における 保険料率について準用する。この場 合において、第2項中「18,000円」 とあるのは、「42,000円」と読み替 えるものとする。

附則

第1条 略

じ。)が120万円未満である者で あり、かつ、前各号のいずれに も該当しないもの

イ略

(7)から(14)まで 略

附則

1 略

第2条 略 第3条 略

- 2 略
- 8 略

(平成21年度から平成23年度までの 各年度分の保険料率の特例)

4 令附則第11条第1項及び第2項 (同条第3項及び第4項において準 用する場合を含む。)に規定する第 1号被保険者の平成21年度から平成 23年度までの各年度分の保険料率 は、第9条第4号の規定にかかわら ず、39,300円とする。

(平成24年度から平成26年度までの 各年度分の保険料率の特例)

- 5 令附則第16条第1項及び第2項 (同条第3項及び第4項において準 用する場合を含む。)に規定する第 1号被保険者の平成24年度から平成 26年度までの各年度分の保険料率 は、第9条第3号の規定にかかわら ず、28,400円とする。
- 6 今附則第17条第1項及び第2項 (同条第3項及び第4項において準 用する場合を含む。)に規定する第 1号被保険者の平成24年度から平成 26年度までの各年度分の保険料率 は、第9条第4号の規定にかかわら ず、39,300円とする。

_7 略

第4条 略

(令和3年度から令和5年度までの 保険料率の算定に関する基準の特

- 第5条 第1号被保険者のうち、令和 2年の合計所得金額に所得税法(昭 和40年法律第33号) 第28条第1項に 規定する給与所得又は同法第35条第 3項に規定する公的年金等に係る所 得が含まれている者の令和3年度に おける保険料率の算定についての第 9条第1項(第6号ア、第7号ア、 第8号ア、第9号ア、第10号ア、第 11号ア、第12号ア及び第13号アに係 る部分に限る。)の規定の適用につ いては、同項第6号ア中「租税特別 措置法」とあるのは、「所得税法(昭 和40年法律第33号) 第28条第1項に 規定する給与所得及び同法第35条第 3項に規定する公的年金等に係る所 得の合計額については、同法第28条 第2項の規定によって計算した金額 及び同法第35条第2項第1号の規定 によって計算した金額の合計額から 10万円を控除して得た額(当該額が Oを下回る場合には、Oとする。) によるものとし、租税特別措置法」 とする。
- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

(平成27年度から平成29年度までの 各年度分の保険料率の特例)

8 第9条第1項第1号に掲げる第1 号被保険者の平成27年度から平成29 年度までの各年度分の保険料率は、 同号の規定にかかわらず、23,900円 とする。

(平成30年度における保険料率の特例)

9 第9条第1号に掲げる第1号被保 <u>険者の平成30年度における保険料率</u> は、同号の規定にかかわらず、27,000 円とする。

<u>(令和元年度における保険料率の特</u>例)

- 10 第9条第1号に掲げる第1号被保 険者の令和元年度における保険料率 は、同号の規定にかかわらず、22,500 円とする。
- 11 第9条第2号に掲げる第1号被保 <u>険者の令和元年度における保険料率</u> は、同号の規定にかかわらず、31,500 円とする。
- 12 第9条第3号に掲げる第1号被保 険者の令和元年度における保険料率

<u>は、同号の規定にかかわらず、43,500</u> 円とする。

(令和2年度における保険料率の特例)

- 13 第9条第1号に掲げる第1号被保 険者の令和2年度における保険料率 は、同号の規定にかかわらず、18,000 円とする。
- 14 第9条第2号に掲げる第1号被保 険者の令和2年度における保険料率 は、同号の規定にかかわらず、24,000 円とする。
- 15 第9条第3号に掲げる第1号被保 険者の令和2年度における保険料率 は、同号の規定にかかわらず、42,000 円とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の我孫子市介護保険条例の規定は、令和3年度以後 の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料につい ては、なお従前の例による。